

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 17 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 2 日から 令和 7 年 7 月 9 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 7 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 7 月 3 0 日 午前 9 時 5 0 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 2 3 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 7 月 2 3 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払・保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 1 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12,180,000 9,744,000	一括	2,436,000	238,528	51,112
1	5,450,000				
2	6,730,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 蒲郡市鹿島町東山
 地 番 88番2
 地 目 宅地
 地 積 867.27平方メートル

- 2 所 在 蒲郡市鹿島町東山 88番地2
 家屋 番号 88番2
 種 類 作業場・倉庫・事務所
 構 造 鉄骨造スレートぶき2階建
 床 面 積 1階 212.54平方メートル
 2階 116.37平方メートル
 (現況)
 種 類 作業場・倉庫・事務所・寄宿舍
 床 面 積 1階 約222.73平方メートル
 2階 約180.90平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 21 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 原 謙太郎

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者（破産管財人）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 蒲郡市鹿島町東山
地 番 88番2
地 目 宅地
地 積 867.27平方メートル
- 2 所 在 蒲郡市鹿島町東山 88番地2
家屋 番号 88番2
種 類 作業場・倉庫・事務所
構 造 鉄骨造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 212.54平方メートル
2階 116.37平方メートル
(現況)
種 類 作業場・倉庫・事務所・寄宿舍
床 面 積 1階 約222.73平方メートル
2階 約180.90平方メートル



令和 6 年(ケ)第 95 号

令和 7 年 1 月 17 日受理

令和 7 年 3 月 12 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 池 上 浩 美

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 蒲郡市鹿島町東山 |
| | 地 番 | 88番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 867.27平方メートル |
| 2 | 所 在 | 蒲郡市鹿島町東山 88番地2 |
| | 家屋 番号 | 88番2 |
| | 種 類 | 作業場・倉庫・事務所 |
| | 構 造 | 鉄骨造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 212.54平方メートル
2階 116.37平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件 1				
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物配置図 (概略) (以下「配置図」という) のとおり				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (破産管財人) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項					
建物	物件 2				
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる ☒ 種類：作業場・倉庫・事務所・寄宿舍 ☐ 構造： ☒ 床面積：1 階約 222.73 平方メートル，2 階約 180.90 平方メートル				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類： 構 造： 床面積： </td> </tr> </table>			{	種類： 構 造： 床面積：
{	種類： 構 造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 (破産管財人) ☐ その他の者 上記の者が本建物を作業場・倉庫・事務所・寄宿舍 (いずれも空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日 </td> </tr> </table>			{	地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
{	地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 配置図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者会社破産 管財人	1 物件1, 2土地建物(以下「本件物件」という。)は, 私が管財業務の一環として管理しています。 2 現在, 本件物件を使用する者はいません。 3 物件2建物の2階は, 令和3, 4年頃に債務者会社の寄宿舍として改築したようです。
■近隣住民	1 本件物件付近は埋め立てられてもので, 物件1土地のがけ地付近は島でした。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、別紙配置図、建物間取図(概略)及び添付写真のとおりであり、物件1土地上に物件2建物が建てられており、同土地のその余の敷地部分は更地で、工作物や動産等は存在しない。
- 2 物件2建物の占有状況については、関係人の陳述及び現認した状況から、2枚目に記載のとおり認めた。なお、本件物件には第三者が占有する徴表は認められなかった。
- 3 物件2建物の状況については、同建物は築39年目の建物であるが、2階部分については令和3、4年頃に改築していると思われることから、劣化の程度は低い。1階部分は経年による劣化は認められる。
- 4 物件1土地と隣地との境界については、同土地に関する地積測量図が存在するから、概ね明らかになっているものと思料するが、境界標は1点しか確認できなかった。
- 5 物件1土地は土砂災害警戒区域・特別警戒区域に属しており、物件1土地の一部はがけ地であり、崖崩れの危険がある斜面にコンクリートが吹き付けられ、法面が保護されている。よって、同土地に建物を建てるには、がけ条例により建築に一定の制限がかけられる場合があると思われる。詳細については市の建築住宅課に確認することが望ましい。
- 6 物件1土地の概ね西側は建設省が所有する土地(地目「公衆用道路」)であるが、道路としての整備前の未共用部分である。
- 7 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 1 月 20 日(月) 10 : 00 - 10 : 10 16 : 00 - 16 : 10	名古屋法務局 岡崎支局 目的物件所在地	破産管財人から事情聴取(電話) 目的物件確認, 物件 1 土地調査, 外観写真撮影
7 年 1 月 21 日(火) 16 : 00 - 16 : 10	名古屋法務局 岡崎支局	公図, 土地建物全部事項証明書, 地積測量図 及び建物図面交付申請
7 年 2 月 26 日(水) 13 : 30 - 15 : 05	目的物件所在地	目的物件確認, 室内外立入調査(評価人同行)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

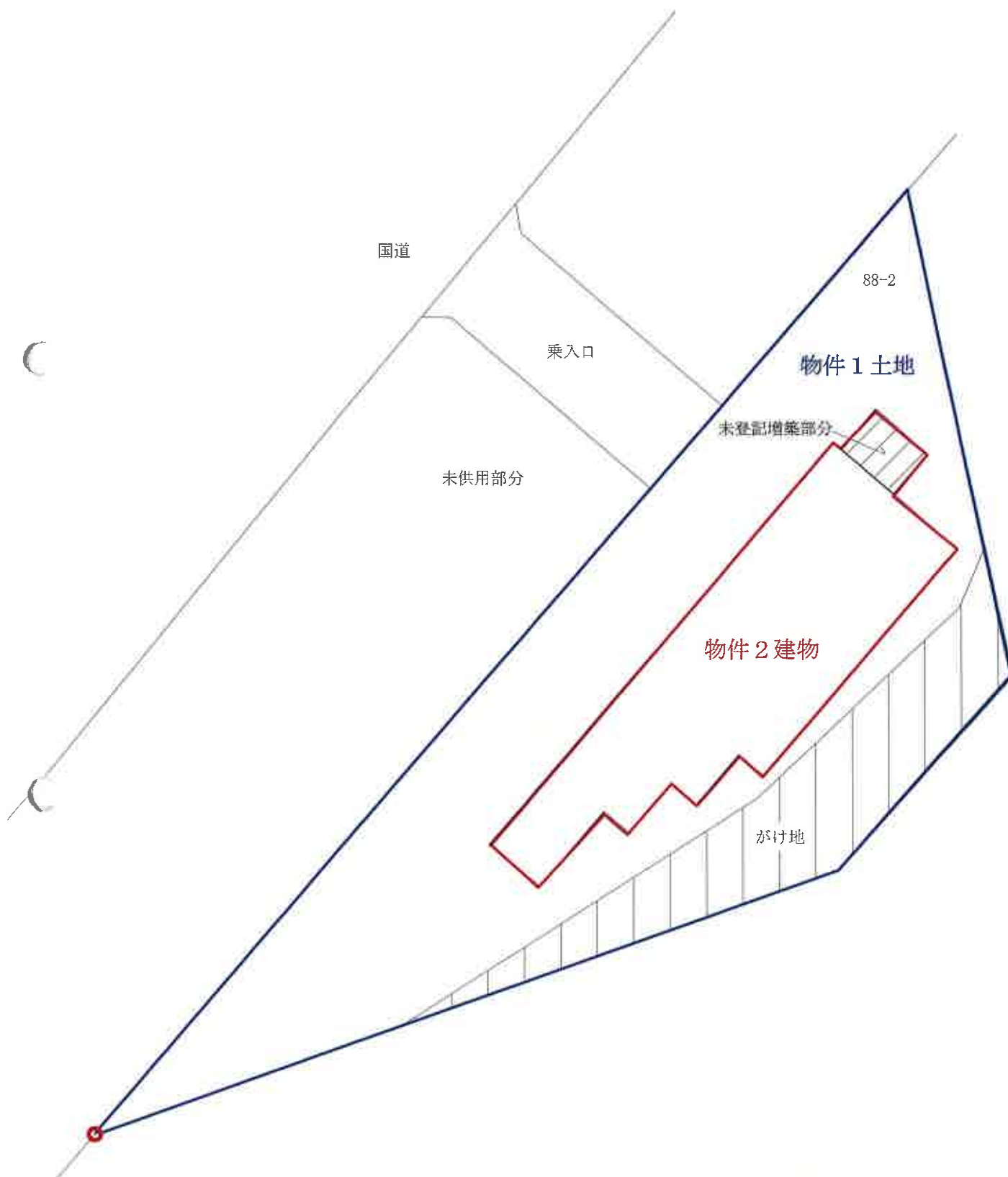
☒ 令和 7 年 2 月 26 日
物件 2 建物は不在で施錠されていたので、破産管財人の了解を得て、同管財人から借用した鍵を用いて解錠し、立会人を立ち会わせて、同建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

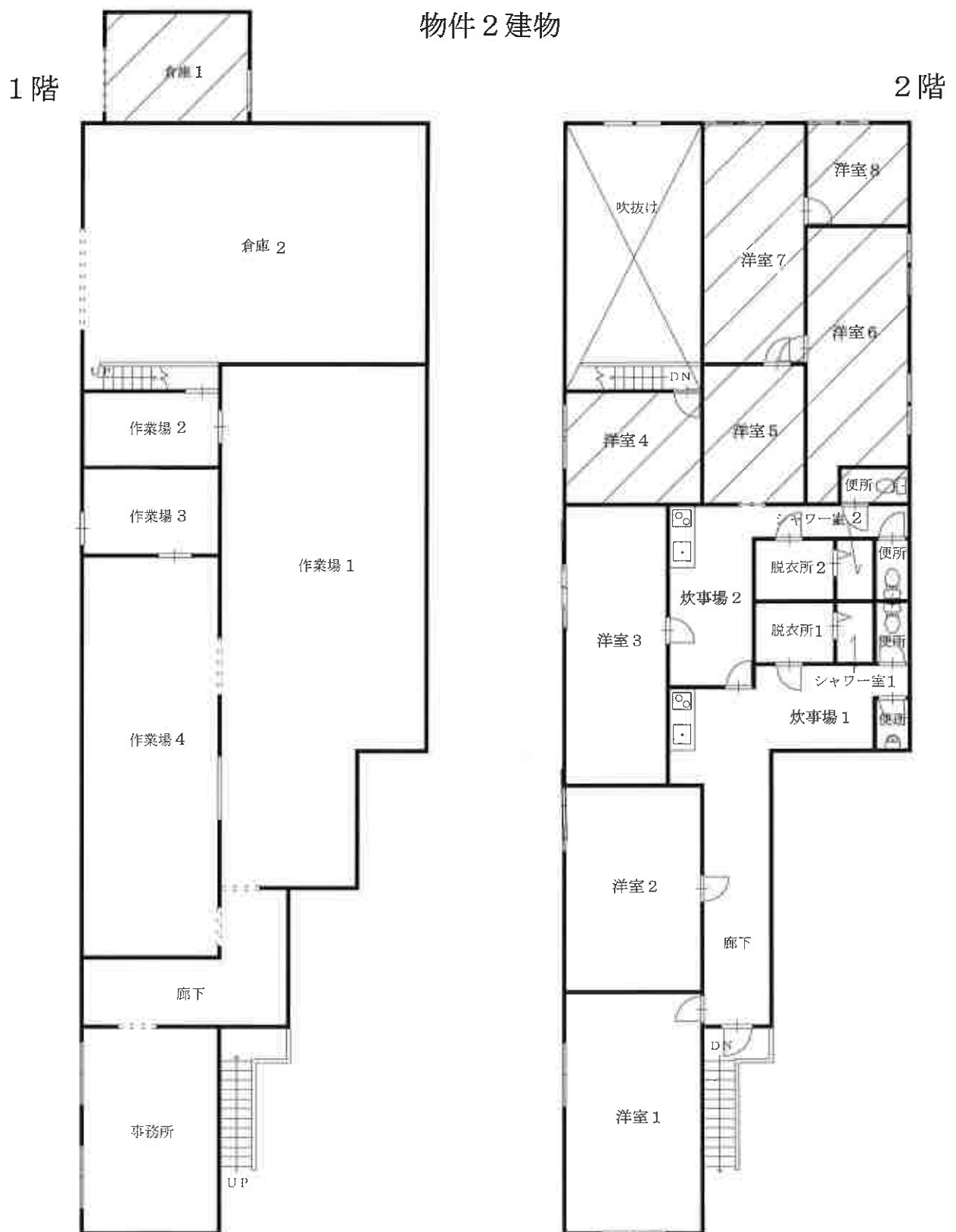
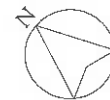
土地建物配置図 (概略)



※ ●は境界標を示す。

令和6年(ケ)第95号

建物間取図 (概略)



令和 6 年 (ケ) 第 9 5 号

写真 1

物件 2 建物

未登記増築部分

乗入口



物件 1 土地

写真 2

物件 2 建物



物件 1 土地

境界標

写真3 未登記増築部分 物件2建物 乗入口



物件1土地

写真4 物件2建物 1階室内(倉庫2)



写真 5

物件 2 建物

1 階室内(作業場 1)



写真 6

物件 2 建物

1 階室内(作業場 4)



写真 7

物件 2 建物

1 階室内(事務所)



写真 8

物件 2 建物

2 階室内(洋室 1)



写真 9

物件 2 建物

2 階室内(洋室 2)



写真 1 0

物件 2 建物

2 階室内(炊事場 2)



写真 1 1

物件 2 建物

2 階室内(脱衣所 2 ～シャワー室 2)



写真 1 2

物件 2 建物

2 階室内(洋室 3)



写真 1 3

物件 2 建物

2 階室内(未登記増築部分 洋室 7)



写真 1 4

物件 2 建物

2 階室内(未登記増築部分 洋室 6)



令和 6年(ケ)第95号

令和 7年 1月20日 受理

令和 7年 2月26日 現地調査

令和 7年 3月17日 評価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小笠原 貴洋

第1 評価額

一 括 価 格	
金 12,180,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 5,450,000円
物件2（建物）	金 6,730,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	蒲郡市鹿島町東山 88番2 宅地 867.27m ²	「同左」
2	所 家 種 構 床 面 積	在 番 号 類 造 積 蒲郡市鹿島町東山 88番地2 88番2 作業所・倉庫・事務所 鉄骨造スレートぶき2階建 1階 212.54m ² 2階 116.37m ²	「特記事項記載 のとおり」
番号	特記事項		
2	登記上は作業所・倉庫・事務所であるが、現況は作業所・倉庫・事務所・寄宿舍である。また未登記増築部分が1階及び2階にあり、1階部分は課税上の床面積は10.19m²である。また2階部分の概測床面積は約64.53m²である。 以上より、1階約222.73m²、2階約180.90m²、延約403.63m²を評価対象数量とする。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	名鉄蒲郡線「三河鹿島」駅の東方道路距離約1.0km (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	店舗を主体に作業場等も見られる国道沿いの商業地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 工業地域 60% 200% — 土砂災害特別警戒区域（一部警戒区域）
画 地 条 件 (規模,形状等)	地積 867.27㎡ 間口 約67.0m、奥行 最大約21.6m 形状 ほぼ台形	
接面道路の状 況	北西側現況幅員約14.0m舗装国道と国有地を隔ててほぼ等高接 面する中間画地である。(北西側道路は建築基準法上の道路である)	
土地の利用状 況等	物件1土地は、物件2建物の敷地等として利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込 の有無を基準 としている)	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	あり なし なし（個別浄化槽）
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	目視では土壌汚染等の形跡は見られず、水質汚濁防止法に基づく 有害物質使用特定施設としての届出もない。過去の住宅地図、登 記簿謄本等によれば、旧来は山林としての利用であり、その後宅 地として利用され現在に至るが、土壌汚染の可能性リスクは不明 であるため、汚染の有無等の確認には専門職による調査が必要で ある。	

特 記 事 項

- ・ 本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定区域外である。
- ・ 本件土地の南東側には崖があつて境界を確認することができなかった。また当該崖部分はコンクリートが吹き付けられているが建築基準法等の関係法規に適合しているかは不明であるとともに愛知県建築基準条例第8条の適用を受ける可能性がある。詳細は専門職による調査が必要であるとともに担当課（愛知県建築指導課）に確認する必要がある。またマップあいち（土砂災害情報マップ）によれば、本件土地の大部分は土砂災害特別警戒区域の指定下にあり、それ以外の部分も土砂災害警戒区域の指定下にあることから、特定開発行為や建築物の構造の規制等を受ける。詳細については担当課（愛知県東三河建設事務所維持管理課）に確認する必要がある。
- ・ 本件土地と道路（都市計画道路3・3・33名豊線として幅員30mに拡幅予定）の間には国有地（道路として供用されることが予定されている）が介在しており、幅約6.0mの乗入を通じて道路に出入り可能である。担当課（愛知県東三河建設事務所維持管理課）に確認した結果、乗入の許可申請の記録がないとの回答であつた。建物の建築に際しては現況道路に対しての接道が必要とのことであるが、詳細は担当課に確認する必要がある。
- ・ 本件土地の北東側境界付近に電柱がある。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物 <家屋番号88番2>
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）昭和61年11月10日新築 経過年数 約38年 経済的残存耐用年数 約2年
仕様	構造 鉄骨造（一部木造） 屋根 スレート 外壁 パネル等 内壁 ボード、クロス等 天井 ボード等 床 コンクリート、フローリング等 設備 電気、給排水、IHキッチン その他 -
床面積（現況）	1階約222.73㎡、2階約180.90㎡、延約403.63㎡ （特記事項記載のとおり）
現況用途等	現況用途 作業所・倉庫・事務所・寄宿舍 間取り（附属資料「建物間取図（概略）」のとおり）
品等	普通
保守管理の状況	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書」の記載のとおり
特記事項	・一部外壁の破損や取り外された建具等が散見されるものの経年相応の使用状況にある。 ・未登記増築部分が1階及び2階にある。未登記増築部分の内、1階部分は課税上木造スレート葺の倉庫で昭和62年建築と記載されている部分と推測され、課税上の床面積は10.19㎡である。また2階部分は登記及び課税上増築時期は不明であるが、概測床面積は約64.53㎡である。以上より、1階約222.73㎡、2階約180.90㎡、延約403.63㎡であるが、床面積の確定等には専門職による調査が必要である。また関係者からの聴聞によれば、2階部分は令和3、4年頃に改築されと推測される。（詳細は「現況調査報告書」記載のとおり） ・建築年よりアスベスト含有建材等を使用している可能性を有するが、詳細は専門職による調査が必要である。

第5 評価算出の過程

1 基礎となる価格の判定

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	50,700	0.41	867.27	0.90	16,230,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 蒲郡5-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $59,500 \text{ 円/㎡} \times 99.6/100 \times 100/100 \times 100/117 = 50,700 \text{ 円/㎡}$

（上三桁未満四捨五入）

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ない。

◇地域格差：街路条件、交通・接近条件、環境条件、行政的条件格差等を考慮。

イ 個別格差：形状0.85×一部崖地0.85×接道状況0.95×公法上の規制0.60＝0.41

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を現況から見て10%と査定。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	171,000	403.63	0.08	5,520,000

ウ 現価率：[残価率5%＋(1－残価率5%)×{経済的残存耐用年数2年／(経済的残存耐用年数2年＋経過年数38年)}]×(1－観察減価率20%)＝0.08

2 評価額の判定

前記により求めた基礎となる価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	16,230,000	0.40	法定地上権	6,490,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権等 価 格 の 控 除 及 び 加 算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
1	16,230,000	-6,490,000		0.80	0.70	5,450,000
2	5,520,000	+6,490,000	0	0.80	0.70	6,730,000
一括価格(合計)						12,180,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：画地内に崖がある汎用性の乏しい中古建物付不動産の市場流通性が劣ること等を考慮して20%を減価した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 蒲郡5－2

所 在：蒲郡市形原町計後家24番1

価 格：59,500円/㎡

位 置：名鉄蒲郡線「形原」駅の北方道路距離約750m

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：363㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：西9.5m県道に接面

用途指定等：準工業地域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：店舗、事務所のほか住宅等が混在する商業地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

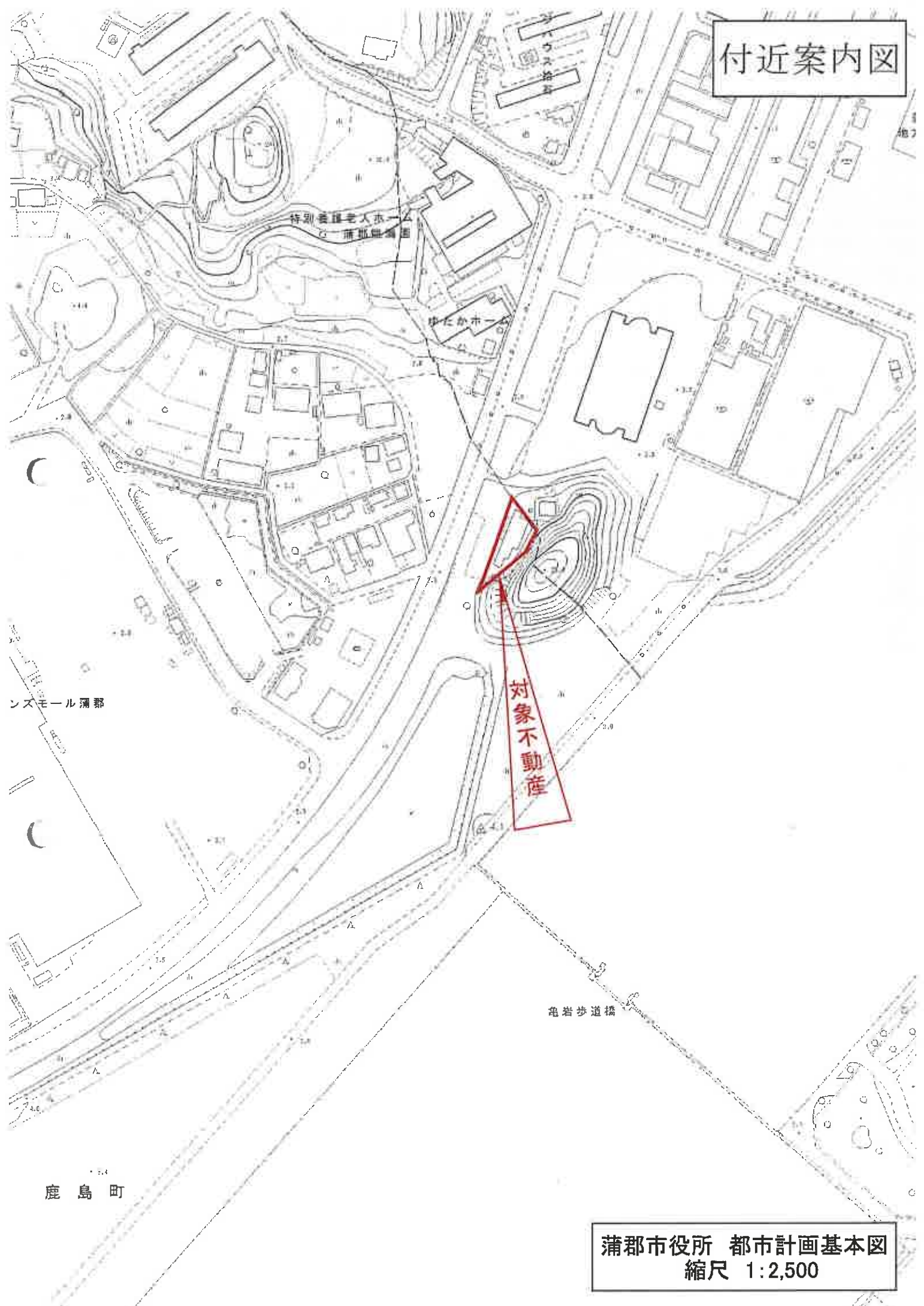
位置図

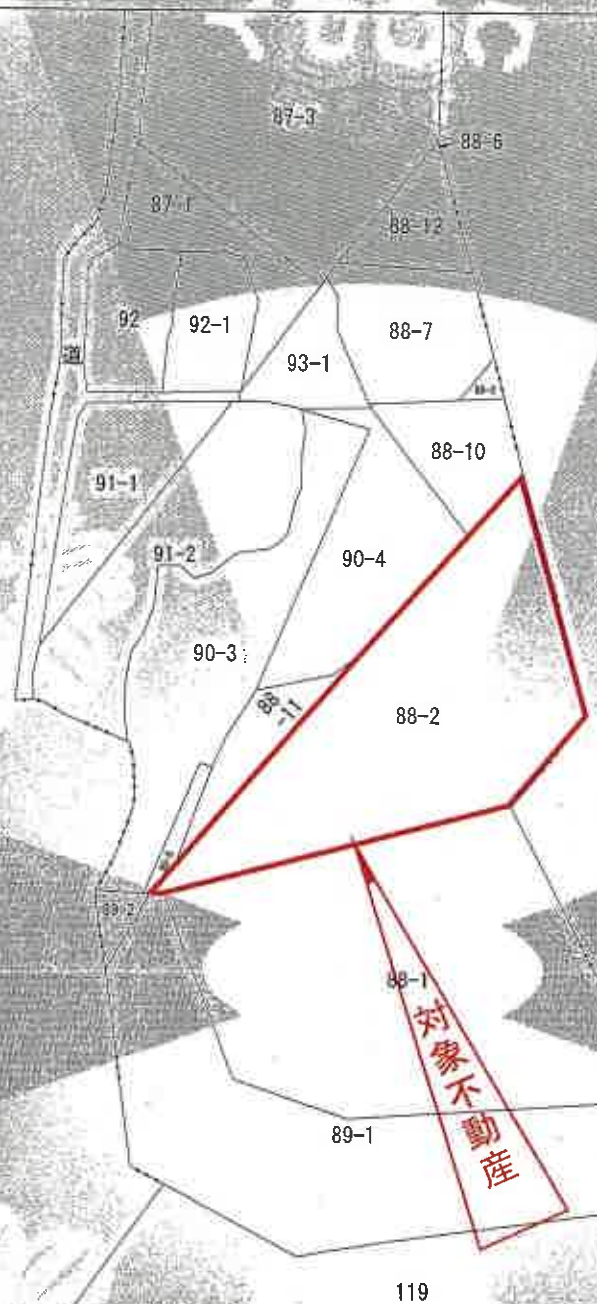
地価公示
蒲郡 5-2

対象不動産

蒲郡市役所 白図
縮尺 1:15,000

付近案内図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明瞭にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の略略を記載した図面です。

地番区域見出

鹿島町東山

請求部	所在	蒲都市鹿島町東山				地番	88番2		
出力縮	1/600	精度区		原簿番号又は記号	分界	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原簿)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月31日

名古屋法務局鹿島町事務所
登記官

整理番号: H06675-1

(1/1)

[illegible]

作者

昭和61年3月31日(製作)

人 請 申

縮尺

$$\frac{1}{250}$$

1503010

各階平面図

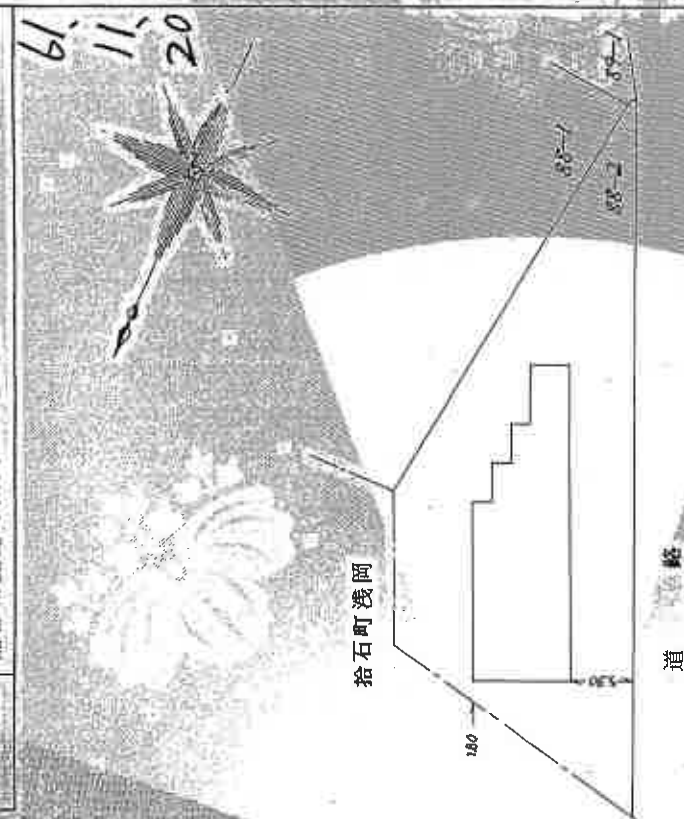
88番2

面
区
物
建

陽郡市座島町東山88番地2

聖物の所在

A 4 判に縮小

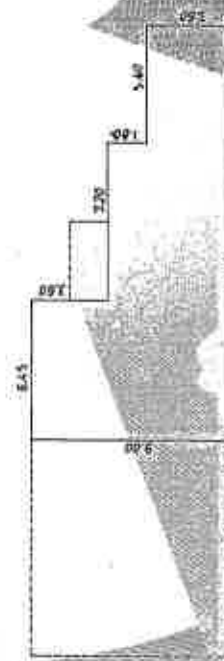


求 積

$$\begin{array}{r} 1.80 \times 1.642 = 2.9556 \\ 1.80 \times 2.000 = 3.6000 \\ 1.80 \times 2.362 = 4.2516 \\ 3.60 \times 2.902 = 10.4472 \\ \hline 21 \\ 2.25436 \end{array}$$

床面積 2 / 2 m² 54

25



求 積

$360 \times 645 = 232200$
$180 \times 1365 = 245700$
$360 \times 1905 = 685800$
1163700

床面積 116㎡37

单位

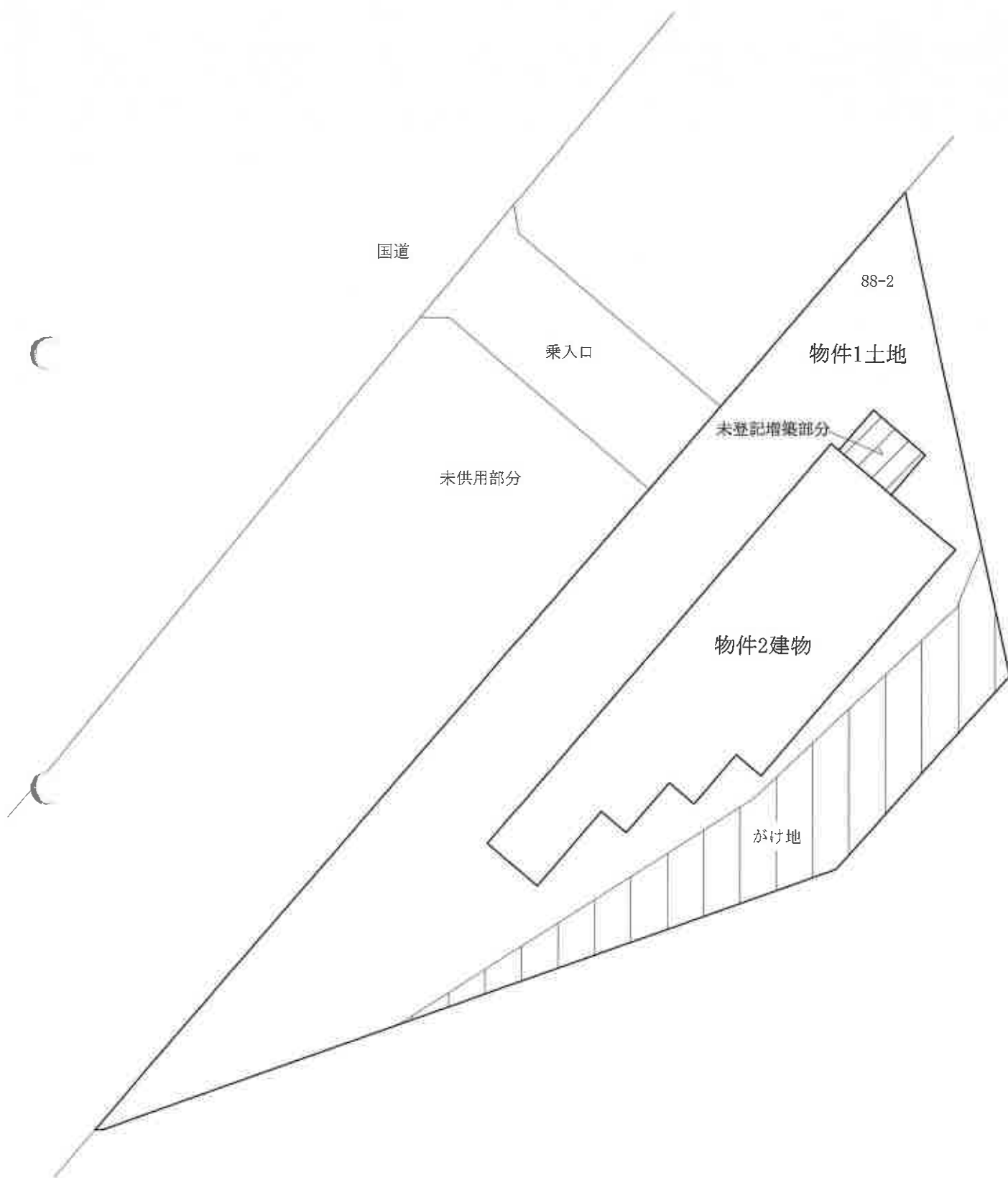
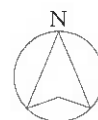
作製者

申請人

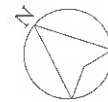
1/2

縮尺 1/500

土地建物配置図 (概略)



建物間取図 (概略)



未登記増築部分



物件1 土地

写真番号 1

物件2 建物



物件2 建物

写真番号 2